

計 画 変 更 調 書

年 月 日

検査希望 年月日	中間検査 年月日
年月日	完了検査 年月日

工事監理者 氏名 _____

電話番号 _____

チェック年月日 主事又は担当 印 (副本は、受付印 を押印し返却)	
計画変更確認申請	要 ・ 不要
申請書等記載事項 変更届	要 ・ 不要

確認済証番号 第 _____ 号

交付年月日 _____ 年 月 日

申請者氏名 _____

建 築 場 所 _____

の欄は、特定行政庁が記入

○当初の計画から変更する場合、当調書を特定行政庁の窓口へ2部提出してください。

○特定行政庁の担当者チェック後に返却された調書（一部）は、計画変更確認申請書、申請書等記載事項変更届または確認申請書(副本)に添付してください。

【注意事項】①軽微な変更の範囲については、建築基準法施行規則第3条の2を参照するとともに、各特定行政庁の窓口でご相談ください。

②手数料の算定に当たっては、建築基準法施行令第10条及び第11条並びに計画変更床面積算定準則を参考にしてください。不明な点がございましたら、各特定行政庁の窓口にお問合わせください。

変 更 事 項

*以下の変更事項のうち、該当する事項のすべてについて「○」をつけてください。

番号	変更事項	番号	変更事項
1	道路幅員、接道長さ	13 a	昇降機、定期報告対象の建築設備
2	敷地面積、敷地境界線	13 b	その他の建築設備
3	建築物の高さ	14	工作物
4	階数	15	製造、貯蔵、遊戯施設
5	建築面積	16	建築物の位置
6	床面積	17	階段
7	用途の変更	18	柱、はり、けた
8	し尿浄化槽	19	屋根、軒、軒裏、ひさし、天井
9	壁、間仕切壁	20	土台、基礎、基礎杭
10	防火材料	21	小屋組
11	開口部の位置、大きさ	22	斜材
12	天井の高さ	23	その他

変更事項の概要

※【 】内に変更事項の番号を記入してください。変更事項が3項目をこえる場合は、別に調書を作成してください。

※変更前後がわかる図面・資料を添付してください。

※軽微な変更該当すると判断する場合、この変更に係るすべての計画の変更が、建築基準関係規定に適合することが明らかであることを示す資料(図面等)も必要です。

※ 変更に係る具体的な内容について以下の枠内に記入し、いずれかの□にチェックしてください。

【 】 内 容			
添付資料・図面名称			判定
<input type="checkbox"/> 軽微な変更該当する場合	→ 規則第三条の二における該当号を記入	号	判定
<input type="checkbox"/> 計画変更該当する場合	→ 手数料の算定へ		
【 】 内 容			
添付資料・図面名称			判定
<input type="checkbox"/> 軽微な変更該当する場合	→ 規則第三条の二における該当号を記入	号	判定
<input type="checkbox"/> 計画変更該当する場合	→ 手数料の算定へ		
【 】 内 容			
添付資料・図面名称			判定
<input type="checkbox"/> 軽微な変更該当する場合	→ 規則第三条の二における該当号を記入	号	判定
<input type="checkbox"/> 計画変更該当する場合	→ 手数料の算定へ		

手数料の算定

□ — 主事又は担当記入欄

手数料は、原則として変更に係る部分の床面積の合計の1/2です。また、床面積が算出できない場合は、計画変更床面積算定準則（建設省建築指導課長通達(平成11年4月28日住指発202号)）を参考にして、床面積に換算し手数料を算定してください。ただし、変更事項の13a番の手数料は、10,000円（小荷物専用昇降機6,000円）、14番及び15番の手数料は7,000円です。この場合、床面積の算定は不要です。

※ 変更前の床面積の合計 m²

	変更事項	手数料算定対象床面積(計算式も含む)	
変 更 部 分			〓 計 <input style="width: 80px;" type="text"/> m ² × 1/2 └ = <input style="width: 80px;" type="text"/> m ²
増 築 部 分			〓 └ 計 <input style="width: 80px;" type="text"/> m ²
合 計			m ²

確認申請手数料 円

構造計算適合性判定手数料 円